

第1回東京都板橋区景観審議会

平成23年7月14日（木）

I 出席委員

土井幸平	中井検裕	池邊このみ
廣瀬光夫	桜井きよのり	はぎわら洋一
松崎いたる	松島道昌	鈴木孝雄
富山勝明	鈴木和貴	脇田直枝

II 出席者

区長	都市整備部長	都市整備部参事
----	--------	---------

III 議 事

○区長挨拶

○第1回東京都板橋区景観審議会

<開会宣言>

議 事

1 板橋区景観計画【案】について

<その他>

1 板橋区景観デザインガイドライン【案】等について

2 景観計画策定及び運用後のスケジュールについて

3 その他について

<閉会宣言>

IV 配付資料

I 当日机上配付

- 1 [参考資料] 東京都板橋区景観審議会委員名簿
- 2 [参考資料] 景観行政団体移行区市の状況（東京都）
- 3 [参考資料] 景観まちづくりニュース（号外）

II 事前送付

- 1 議事日程
- 2 [資料1-1] 板橋区景観計画（案）

- 3 [資料 1 - 2] 板橋区景観計画（案）に対する意見及び区の考え方
- 4 [資料 1 - 3] 板橋区景観計画（案）に対する都市計画審議会の意見
- 5 [資料 1 - 4] 板橋区景観計画一部修正（案）
- 6 [資料 2 - 1] 板橋区景観デザインガイドライン（案）
- 7 [資料 2 - 2] 板橋区景観計画届出の手引き（案）
- 8 [資料 3] 板橋区景観計画の策定等スケジュール（案）
- 9 [資料 4] 東京都板橋区景観条例
- 10 [参考資料 1] 第 5 回板橋区景観計画策定審議会 議事録
- 11 [参考資料 2] 第 5 回板橋区景観計画策定審議会 議事要旨

○都市整備部参事 本日、傍聴人はいらっしゃいませんので、この後、議長のほうに審議会の開会方、よろしくお願いをしたいと思います。それでは議長、よろしくお願いいたします。

○議長 改めまして皆さん、おはようございます。策定審議会に引き続いて、会長を務めさせていただきます土井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回の東京都板橋区景観審議会を始めたいと思います。

きょうの議事でございますが、お手元の議事日程でございますように、「板橋区景観計画（案）について」というのが主な議題でございます、その他として報告事項が3点ございます。

それでは、事務局より諮問文の読み上げをお願いいたします。

○都市整備部長 それでは、私のほうから諮問文の朗読をさせていただきます。

23板都第85号

東京都板橋区景観審議会

東京都板橋区景観条例第33条第2項に基づき、下記事項について、諮問する。

平成23年7月8日

東京都板橋区長 坂本 健

記

1 板橋区景観計画（案）の策定について。

理由：板橋区における景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を定めるため。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは今、諮問のありました板橋区景観計画の案について、内容のご説明をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは、事務局よりご説明申し上げます。長くなりますので、座って説明させていただきます。

それでは、まず資料1-1、板橋区景観計画（案）をごらんいただきたいと思います。この資料1-1、板橋区景観計画（案）につきましても、昨年12月8日に開催いたしました第5回策定審議会時にお示ししたときの案と、基本的に内容は変更ございません。その案をもちまして、東京都の同意も得たところでございます。

その後、パブリックコメント、都市計画審議会にお諮りしたところでございます。パブリックコメントのほうから、さまざまな意見もいただいたところでございます。そして、内容

的に大筋の変更は全くございませんが、一部修正の必要性が生じたので、これから説明をさせていただきます。提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、申しわけございません。資料1-2、パブリックコメントの実施概要と区の方え方、こちらをごらんいただきたいと思ひます。

これは、本年4月に景観法第9条第1項に基づきまして、区民の皆様への意見聴取として実施をいたしましたものでございます。(5)番の提出人数と意見数。17人から60件のご意見をいただいたところでございます。

詳細については、説明を省かせていただきますが、どのご意見もこの計画案をよくごらんいただきまして、熱心なご意見を多数いただいたと思ひてございます。

今般この中の貴重なご意見をもとに、計画案の一部修正案を提案させていただくことになったものでございます。

この資料1-2の7ページをごらんいただきたいと思ひます。

第5章、景観形成重点地区における景観形成の方針及び行為の制限に関する事項の、石神井川軸地区についての意見でございます。2番目、「石神井川地区の色彩基準について、加賀地区は大規模敷地に大きなマンションが建つ可能性がある。低い明度の外壁はかなり圧迫感があるため、色彩基準を高さや階数で分ける方法もあるのでは」ないかというご意見でございます。

区の方え方としては、ご指摘のとおりということで、「何らかの改善が必要」というコメントをさせていただいているところでございます。

この加賀地区の比較的高層のマンションが立地するという地域でございます。ここでは建物の圧迫感を感じざるを得ないという状況がございまして、現行の色彩基準に適合させますと、明度の点、また彩度等、外壁の色彩という点で、建物の中高層部においては、かなり圧迫感を増大させてしまうという懸念があります。

それで修正案ということで、資料1-4をごらんいただきたいと思ひます。

資料1-4、これは一部修正案ということで抜き出したものでございまして、この先ほどの意見を検討させていただきました。この石神井川軸地区につきましては、景観形成重点地区ということになりますので、この地区の特徴であります桜の木々を邪魔をしない色彩ということで決めさせていただいたということでございます。

したがいまして、逆に桜の木々より超えた上層部分まで、この色彩基準を当てはめますと、どうしても暗い色といひますか、そういう色彩の色になりますので、その建物の圧迫感を感じ

ぜざるを得ないという状況でございます。

そこで、修正の提案内容でございますが、板橋崖線軸地区のほうの色彩基準と同様にしてはどうかというものでございます。

資料1-4の5-16ページをごらんいただきたいと思います。それと、先ほどの景観計画案の資料の1-1、第5章の5-8、9ページをごらんいただきたいと思います。ちょっと比較して見ていただきたいと思います。

この資料の1-1のほうは、先ほど申し上げました板橋崖線軸地区の高さによる色彩基準でございまして、5-9ページをごらんいただきますと、建築物等の高さ12メートル未満と12メートル以上に分けてございます。この場合は、崖線軸地区の下から見上げたときの樹木の高さより上の部分と下の部分で、色彩基準を分けるということでございまして、その辺の配慮をしているわけでございます。

石神井川軸地区についてですが、板橋崖線軸地区と同様に、資料番号1-4の一部修正案、5-16ページにお示ししているように、12メートル以上の、つまり桜並木より上の部分に関しては、少し明るめの色彩まで、色彩基準の範囲を拡大してございます。

それでは、具体的に見ていただきたいので、同じく資料1-4の巻末のほうの参考のページをごらんいただきたいのですが、参考の最初のページ、13ページ。ここで青く囲んだ部分の高さ12メートル未満の色彩基準を、これまでは、桜並木の上部も含め、全ての部分に適用していたわけで、暗い色が、建物上層部にくると、圧迫感につながるとご意見いただいたところでございます。青く囲んだ部分はその基準の示した部分でございまして、同じくこの参考の17をごらんいただきます。こちら高さ12メートル以上の部分に、明るい色彩を使用できるよう範囲を広げたものでございます。参考の13ページと参考の17ページというところをごらんいただくと、比較できますので、ごらんいただきたいと思います。

この板橋崖線軸地区と同様に、12メートルにしたということでございますが、こちらは桜の木というものがほぼ8メートルから10メートル、それをさらに下から見上げたときに、建物を見上げた場合に12メートル以上で範囲を拡大すれば影響がないのではないかとということで12メートルで、崖線軸地区と同様の基準ということで、ご提案をさせていただいております。

以上、大変簡単ではございますが、景観計画の案の修正についてのご説明をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 どうもご苦勞さまでした。景観計画の案については、策定審議会のほうで随分議論し

てまいりましたが、パブリックコメントを経て一部、その意見の妥当性といいますか、高さの高いマンションの圧迫感をもう少し緩和したいということで修正案の説明がありました。

新しく4人の先生方に委員に加わっていただいておりますが、きょうは全体の説明はありませんでしたけれども、事前に事務局から説明するなり、委員ご自身でもよく読んでいただいているというふうに考えさせていただいて、しかし改めて第1回の景観審議会でございますので、きょうご説明のあった計画案につきまして、ご質問なりご意見なり何なりとお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

どうぞ、はぎわら委員。

○はぎわら委員　うちの松岡とバトンタッチしてありましたので、ちょっと1週間前にこれ資料いただきまして、見させていただきました。大変すばらしくまとまっているなというふうには感じたんですけども、2点、指摘というか、こうしたらもう少しわかりやすくなるんじゃないかなということをやっと気がついたものですから、言いたいと思います。

それは、この計画の案の中の表ですね。2-2、あと2-3、それから3-5というふうに全部図面が出ています。この図面の中に、当然、川越街道とか中山道とか、環八とか環七とか山手通りとか、こういうふうにきれいに出ています。ここに僕一番、ここで一番大事なのは首都高速5号線、これが入っていないとか、ここにあるんだよということはわかるんでしょうけれども、例えばグーグルなんかでぱっとインターネットで図面を出しますと、5号線がばんと出てくるわけです。私たちも群馬のほうから帰ってくると、向こうに板橋区の高島平の、この武蔵野台地の終わりの部分の景観、ちょうどベルト地帯がきれいに目に入ってくる。そういうのが非常にわかるので、この図面だけだと、その5号線がどこに入っているのかなというのがわからないので、できればこれを図面に入るようであれば入れてもらいたい。3-19とか、そのほかのほうにいきますと、大分5号線も図面の中にきちっと入っているんですけども、この一番初めのほうにはそれがなくて、できれば入れてもらうともう少しわかりやすくなるかなと思ひまして、ちょっとこれは提案なんですけれど、これが1点目。

2点目はこの図面の中に、その景観ということをやっと言っているんですけども、宮脇昭さんが「鎮守の森」というふうに言っています。その本来あった木をそこに植えるということが大事なんだよということをやっと言って、板橋区にも、すぐそばに氷川神社とか、うちの小茂根のほうには安養院とか、氷川神社いっぱいあります。そういうものもできれば、木が3つ以上あるようなところ、神社仏閣の鎮守の森ですね、それをこの中に落とさせていただけれ

ば、その風の線というか緑の線というのがもっともって生きてくるのかなというふうに思うんですね。

それは、実は宮脇さんの講演の中でも、僕も聞いたことがあるんですけども、実は17年前に阪神淡路の震災がございました。そして、宮脇さんがヘリコプターですって行ったら、ところどころに緑の固まりが見えた。小さな公園の小さな樹林や神社の森がそのまま残っていた。神社のコンクリートの鳥居は落っこちていた。社殿も倒壊していた。しかし、鎮守の森の木々は一本も倒れていなかった。そこには難を逃れた人々が集まっていた。アラカシだとか並木の裏にあるアパートは、並木が火を食いとめ、類焼をまぬがれて、そこで家族がいたというような、そういうくだりがございます。

今回も、東日本で震災がございました。宮脇さんもそちらに入って、自分たち、イオンのグループで、大体1,300人で5年前ぐらいに植えた木があるんですね。その木々は雑木をいっぱい、シラカシとかドングリだとかいろいろなものを植えているんですけども、それは残っていました。ただし、松は全部流されてまた引き戻されて、それが致命傷になってみんな持っていかれたということがあるんですけども、本物のそういう木、もともとある木を10年、20年、50年、100年、1000年というふうに育てることが大事なんだよということを言っています。

ですから、集落だとかそういうものを大切にする意味では、この中にもできればそういう鎮守の森とかそういうものを落とし込んでもらえるといいのかなというふうにちょっと思ったんですね。そういうことはその中でずっと見ていなかったの、それをちょっと提案したいと思っています。それと、もう一つ言ってしまっている。

○議長 どうぞ。

○はぎわら委員 いいですか。非常にこのコンサルに任せてすばらしいんですけども、例が、板橋区にない写真をかなり使っているところもあるのかなと思って、こんなふうになればいいなというふうに思ったんですけども、それはできればその中に、これほどどこですよと、高島平じゃなくて赤坂のほうですよとか、そういうふうにできればちょっとコメントを入れておいてもらえると、写真の中にね、わかりやすいのかなと思いましたので、その3点ぐらい、気がついたことです。

○議長 ありがとうございます。首都高速と鎮守の森の話と、今の写真の説明ということですが、事務局、何かご回答はございますか。

○都市整備部参事 委員、ご起立いただきまして、すみません、ありがとうございます。座つ

たまま結構でございます。私のほうも座ったままお答えをさせていただきます。

確かに2-2のところでは景観軸として首都高は従来とらえてございませんでした。景観軸でとらえますと、何らかのそういった景観上の位置づけというのが必要になると思います。

今後のちょっと研究課題とさせていただきたいんですが、首都高の例えば首都高直下のところの緑化ですとか、そういうところで今後とも景観軸としてきちんと、軸としてすえていくのかどうかという部分がございます。

後ほど説明をさせていただきますが、景観デザインガイドラインという、景観計画の解説書がございます。当面は、その景観デザインガイドラインの中に、首都高と周辺景観の調和を図るための方法や、良好な景観をその付近にも創っていくというような内容を、今後盛り込んでいければと考えております。

氷川神社の鎮守の森でございます。例えば3-13のところでは、こちらの「道」という分野での基本方針でございますが、地域の重要な景観資源である神社仏閣などの歴史的な建築物や、歴史的な樹木、古代からの遺跡など有形文化財等の、保全と活用というような形で、このページの地図の赤いところが、街道周辺の景観資源という形で落としてはございます。景観デザインガイドラインでは、もう少し詳細にいたしまして、そういうところを大切にするという部分をうたい込んでいきたいと考えております。

まだ、景観デザインガイドラインには盛り込みができていませんが、ガイドラインは頻繁に、バージョンアップし、改訂してまいりますので、今後の課題として捉えさせていただきたいと思っております。

後ほどご説明いたしますが、景観デザインガイドラインでは、解説の為に様々な写真やイラストを使っています。特にその写真におきましては、区内に先行事例で良いものがあれば、積極的に使っておりますが、なかなか無い場合には、他区の写真を使わざるを得ない場合があります。現在のところ、他区の良い先行事例で、その場所の特定表示することは、しない予定で進めておるところでございます。そういうことでご理解いただきまして、どんどん良好な事例が区内で生まれましたら、それを差替えていき、景観デザインガイドラインはかなり柔軟に改訂してまいりますので、ご理解頂きたいと思っております。

○議長 どうぞ。

○はぎわら委員 ありがとうございます。じゃ、そういう形で、これについてはそういう形で景観計画はまとめていただければありがたいなと思っております。

ここで言うことではないのかもしれないんですけども、僕は鎮守の森というか、宮脇さ

んが言った、木を育てていく。今までだめだったのは造園業者に任せて、それで高い木を使ったという、その本来ある木を使わなかったというようなことが非常にだめだったと。実は11、12で私たちは区民環境だったんですけれども、北九州市、八幡製鉄とか新日鉄がある、そこは昔、もう20年、30年前は灰でもうどうしようもないまちというか工場地帯ですよ。鉄のまち。それが今回行ったら、水素のまちというか、これは結局山がみんな丸裸だったのを、実際、宮脇さんが小学生とか中学生とか、そういう人たちに苗木を育てて、3年ぐらいたったのをみんな山肌植えて、それが20年たったら、物すごい緑のすごい山になっていました、実際。

すばらしいです。こんなに環境のいい場所なのかなというぐらい、感動して僕は実はきのう帰ってまいりました。

ですから、板橋区も、もっともっとういう、ここはこういう地区なんですよということじゃなくて、もっともっどこれは学校区というか、そういうふうにして取り組んでいかなければいけないんだと思うんですけれども、アラカシとかシラカシとかシイノキだとか、もともとあった、本来そこにあった木を育てていくという部分でうまく連携して、地域づくりに育てていかなければいけないんじゃないかなというふうに、ものすごくその辺感じましたので、この辺がどっちかという責任先頭走っていただく景観計画をつくり上げていてもらいたいなというふうに思っていて、ひとつよろしくお願ひしたいと。ちょっとまとまらないんですけれども。

○議長 首都高の問題も、今のお話の鎮守の森を初めとする緑の問題も、大変大事な問題で、審議会とか、或いは部会で検討している中でも、いろいろ議論があったところです。ご意見を少し尊重していただいて、進めていただきたいと思います。

○はぎわら委員 お願いします。

○都市整備部参事 では事務局でお答えをさせていただく部分がございますので。

実は既に東京都の景観計画を運用しているところです。景観行政団体に3月23日にスタートしまして、それ以降は全ての景観にかかわる業務を執行しているわけでございます。この板橋区景観計画が案のまま、まだ施行されていませんので、東京都の景観計画の中で、かなり規模の大きな物件を扱ってございます。

また後ほどご説明させていただきますが、そういった大規模物件の判断に、特に審議会のご意見をということで、第1回部会も先行して開かせていただきました。その中で、植栽、樹木の選定等についても、部会委員の皆さまから、専門家としてのご意見いただいております。

また、私どもの都市景観担当係には、専門職として土木造園職で樹木に詳しい者を配置していただきましたので、植栽について植えればいいというものではないということで、樹種についてもかなり細かく指導してきました。今後も、はぎわら委員がご指摘の点も十分踏まえ、取り組んでまいりたいと考えてございます。

その他、これからになりますが、景観アドバイザーも委嘱のお願いすることになっていきます。今後はそちらの専門家の意見も入れながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○議長 ほかにこの計画案について何かご意見。どうぞ。

○鈴木（和）委員 区民の鈴木です。景観計画案の7章の、景観資源の保全と活用について質問させていただきます。

今回の震災で、板橋区でも文化財的な建物の被害もあったように感じております。特に文化庁のほうでは登録有形文化財という形で、建物・建造物等の文化財としての指定というのを積極的に働きかけています。そういう中で、登録有形の条件の一つに築50年というものがあるんですけども、板橋区においては決してこれは厳しい高いハードルではなくて、そういうような形で文化庁の指定を受けられる可能性がある建物は、多くあると僕は感じてます。そういう中で、今回の地震などでそういう被害があった建物というのは、そういう指定がなされていたかいなかったかによって、大分その後の復旧に関する補助に関しても、これから予算がついてくるんでしょうけれども、扱いが違ってきています。

そういうような状況がありますので、板橋区としても、ぜひ登録有形の指定というのを働きかけていただきたいと。そうしたことで、こちらで規定しております重要建造物ですか、それに結びつけていくように、区のほうでも積極的に登録有形なり、そこから先の、できれば重要文化財まで目指すのかわかりませんが、実際、板橋区でも平成9年には、板橋区の近代建築という形で書籍のほうも発行しておりますので、今、指定されている建築物だけでなく、もっと積極的な働きかけというのをお願いしたい。

あわせて、樹木に関しても、ことしの春、みどり公園課のほうで中心となってまとめた、グリーンプラン2020というものがありますけれども、そちらのほうでも板橋区で大切な樹木ということで、10本の巨木を指定しているんですね。ですから、そういう形でもできるだけこういう重要建造物とか重要樹林とかになるように、この提案が住民が提案するということであるとするならば、住民に対してより積極的に働きかけていくということ、都市整備のほうでお願いしたいという意見でございます。

○議長 何かお答えになりますか。

○都市整備部参事 この景観資源の選定につきましては、区長が、条例に基づきまして、景観重要建造物あるいは樹木に準ずる資源として、板橋区景観資源を選定できることになってございます。区民の皆さまからご提案を頂いた景観資源や、既に文化財のご指定を頂いている景観資源は、当然候補になります。それ以外にも市内の所管課がございまして、連携を横でよくとりながら、積極的に景観資源として選定できるものは、どんどん選定し、位置づけをしていきたいと考えております。そして、中には、景観重要建造物や、景観重要樹木、文化財へ、格上げされていくものも出てきて欲しいと思います。

そういったことを契機に、区民の皆さまにも、改めて近隣の景観資源をしっかりと認知していただき、これを守り育てられるような、将来の社会へと導いていければ幸いです。

しかし残念ながら、当面、景観計画に基づいて条例で選定をする景観資源については、特別な補助金等の制度がございません。ですが、今、委員のご意見のとおり、何らかの更に、国や東京都や、あるいは区でもいいんですが、働きかけをし、また保存樹木ですとかそういったことの認定を受けた場合には、何らかの補助を受けられますので、私どももしっかりとPRに努めていきたいと考えてございます。

景観法そのものが平成16年制定で、非常に歴史が浅く、認知度も低いと思われまして。私どもが区の景観計画を定めまして、運営をしていくわけですので、PRは大変大切だと考えています。

○議長 ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。じゃ、池邊先生。

○池邊委員 今のに関連してなんですけれども、景観重要樹木というか、保存樹木のほうはもちろん、区で指定してその保存樹木であるという、さっきおっしゃられた助成というものも大事なんですけれども、基本的には他区なんかですと、そこに保険がかかっているかどうか、要するに先ほどの鈴木委員からのご指摘で、震災の後の復興のときに、やはりそういった差が出るというお話がありましたけれども、やはり巨樹、古木ですとか保存樹の場合には、何か倒壊したりしたときに、その持ち主の負担で何かやるということになると、非常に近隣の方にご迷惑がかかるので、持ち主の方としてはそこまでのリスクは負えないということで、ちょっと板橋区の場合は、私、ちょっと把握していないんですけれども、他区では保険に入っていると、その巨樹が倒れた際に、例えば隣の家屋を何かしてしまったとか、あるいはそれによって人が何か汚損を受けたというときに、そういうときのものとして機能している部分もありますので、そういう形が板橋区さんのほうでとられているかどうかということと、

もしとられていないとしたら、そういうことは可能かどうかというのをご検討いただければと思います。

○議長 ありがとうございます。どうぞ。

○都市整備部参事 現在、保存樹木等に保険はかけられていないようなので、土木のほうが所管部局になりますが、そちらのほうに検討課題として提案していきたいと思っています。

○議長 よろしいですね。じゃ、松島委員。

○松島委員 松島です。まず、意見としては、パブリックコメントが多く寄せられ、そしてそれがまた反映をされたという、これはなかなか実はパブリックコメント、通常よく言われるのは聞き置くという程度になりますけれども、このように反映をされているということが、私は非常に評価されるべきだというふうに思っています。

質問ですが、例えば道ということで、板橋は自転車道の国のモデルで、今、自転車道整備を行っています。その自転車道を整備することによって、実はまちの景観が変わっていくということがあります。今後のガイドラインとしても、例えば道の中に限られたスペースでしょうから、入れ込むことは難しいのかもしれませんが、しかし、ヨーロッパのまちを見ますと、もう自転車道は当たり前というか、標準の形でまちづくりが行われています。都会の中ではなかなかそのスペースがないから進まないのがありますが、しかし板橋区は全国から多くの視察が、この自転車道の視察に来ています。また、整備をされたところの空間の前と後では、非常にそのまち並みが変わっています。

例えば、そういうのを将来にわたって進むべき方向性を示すという点でも、私は一つどこかに入れられると意義があるのかなというふうに思っています。

土木の所管なんで、直接には関係がないのかもしれませんが。質問として、お尋ねしたいと思います。

○議長 どうぞ。

○都市整備部参事 事務局からお答えをさせていただきます。自転車走行空間の整備につきましては、区議会の応援もございまして、国を動かして、実際に自転車走行空間の整備の対象として板橋区もしっかりと位置づけられています。そういった中で、本年3月に定めて4月から施行しております都市計画マスタープランにおきまして、自転車走行空間の整備をしっかりとたい込むことにしまして、位置づけてございます。

先行して整備されている相生町の付近、この辺は歩道の緑化とともに自転車走行空間というものをしっかりと設けられておりまして、こういった取り組みをしっかりと計画どおり進

めていくというのが大事だなと考えております。

景観という観点ですが、景観計画第3章に、道という景観要素から、景観形成の基本方針を導いております。その中には、ゆとりのある道路空間の形成、潤いと統一性のある魅力的な沿道空間の形成をうたっております。これが実現してまいりますと、街並み全体が落ち着き、非常に良い街になりますので、区・区民・事業者が協力し、バランス良く調和した景観形成ができれば良いと考えております。

○議長 松崎委員。

○松崎委員 私のほうは、今日のご説明で、変更のあった部分の、石神井川の線のことで聞きたいんですけども、桜並木に合わせて色の調整を今度図ったということなんですが、桜といっても、1年通じますと花の咲いている時期だけではなくて、緑のきれいな時期とかあるいは紅葉のある時期とか、いろいろありますね。その辺については、どういう配慮を、まあ配慮された上での決めたことだと思うんですけども、どのようにお考えなのか聞いておきたいのと、もう一つ、このマンセルの色鑑で規定しているわけなんですけれども、これ、見てみますと結構微妙なところで枠が決まっていると思うんですけども、どうしても建物にペンキとか塗料を塗りますと、経年変化があると思うんです。古くなれば古くなっただけの色になっていってしまうということがあったり、赤系統だとその赤が早く退色したりして、色合いそのものも変わってくるということもあるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどんなふう考えているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長 どうぞ。

○都市整備部参事 この桜の花も、葉の緑も、含めて際立つように、また桜の四季の移り変わりも含めて、専門学識経験者の意見も取り入れつつ、検討してまいりました。12メートル以下については、明度と彩度を落とさせていただき、また、12メートルを超えた部分、つまり桜の並木より上の部分については、圧迫感を軽減するために、明るい色を認めていこうというのが、今回の修正の趣旨でございます。

経年変化につきましては、恐らく、彩度が落ちてくるという部分が大きいと思いますが、低彩度の色彩は認められておりますので、色彩基準の枠から外れることは少ないのかと思います。相当な年月が経ち、色彩基準の枠から外れて、既存不適格状態というのが、可能性としてゼロではないと思いますが、ただ、外壁の塗替えの際に届け出いただきます。その時に、色彩基準を改めてご確認いただき、基準の範囲におさめていただきますので、一時的に経年変化により不適格な状況が生まれる場合も、塗替え時に補正してもらおうという形でお願ひし

たいと思います。

○議長 ほかに。じゃ、脇田委員。どうぞ。

○脇田委員 どうぞ。

○富山委員 富山です。私、どういうわけだか、観光協会等代表ということで、どうしてなのかなという気はするんですけども、観光というのは、要は人を多く呼んで、そこで多くのお金を使ってもら。それによって地域がうるおっていくというのが観光かなと考えています。この景観計画を見ると、非常にすばらしい、自然の豊かな景観があったり、歴史と文化の景観があったり、暮らしや産業がある。でも、これだけだと人は来ないんじゃないかなと思います。

どこかに、人がそこに集まって、例えばここだったら景観台みたいのがあって、すばらしい景観が、そこからだと見られるとか。それとか、小さなポケットパークみたいのがあってお子さんもそこで安心して遊んでいられる。その景観をうまく観光のほうに、そういう施設がないと、なかなか人は寄ってこないのではないのかなという気がするわけです。

それでまた、話は全く違うことになるんですけども、景観といった場合、歴史と文化のある景観、皆さん、スカイツリーに行かれるとびっくりされるんじゃないかなと思うんです。

浅草寺がこちらのところに見えていて、雷門があって、そして、そのど真ん中にスカイツリーがどかんとあって。最初のころは、何かなじみがなかったけれども、だんだん立っていくうちに、これもなかなかいいじゃないかと、これも一つの景観だなと思う。

だから今後の景観作成の中に、そういう新しい、まあメガというか、そういう施設がもし、板橋に入ってきた場合、どういうふうな審議の、審議会をするのか、されるのか、その辺のことをお聞きしたいなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

単にこの景観だけだと人は集まってこない。人はお金を落とさない。私はそういうふうを考えます。

私、本当は観光協会じゃないものですから。

○議長 事務局、何かお答えありますか。

○都市整備部参事 区長もマニフェストで品格のあるまちづくりということで、景観も含めて力を入れていくということでございます。板橋区で行った区民アンケートでは、区内に住んでいらっしゃる方は住み続けたいと、暮らしやすいという評価を大変いただいておりますが、残念ながら誇りを持てるかという、半分ぐらいしか誇りを持っていただけない。愛着も同じです。

そういった部分で言うと、やはりとりあえず住むには便利だけれども、品格ですとか景観も含めて、その辺が少し足りないのかなということで、まさしくこれからはそういった課題に向かって、景観計画の運用も含めて、まちづくりをしていくのが区としての役割だというふうに感じております。

観光という視点、つまり板橋区以外にお住まいの方の、板橋区に対するイメージは、23区でも下のほう、3分の1以下だと聞いております。そういった部分でも、品格を高めていくということが大事だと思います。

それから、景観の点で言うと、これから景観の移り変わりを確認していくため、ビューポイントを定めて経過観察をしていくわけでありますが、ビューポイントのもう一つのとらえ方で、非常に良い景色が見えるポイントを、区民の方のご意見をいただきながら、またご紹介、ご提案をさせていただくことによって、板橋区に訪れる人をふやしていければいいなど考えています。

今回、この景観計画第7章の景観資源の保全と活用でご紹介している中に、常盤台一・二丁目地域の道路で、プロムナードとクルドサックがございます。こちらは実は、既に継続的な大学の研究対象にまでなっています。学生さんたちが、たくさんここを訪れて研究しているということもございます。その方々がまた地域の方と一緒に、この街の保全をどうしたらいいかということにも、取り組んでいただいています。こういった動きもございまして、板橋区もなかなか場所によっては捨てたものじゃないというか、かなり良いところもございます。こういったものを守り育てながら、更に良い景観を全体としてどう育てていくかということが、大きな課題でございますので、板橋区に人が呼び込めるようなまちづくりを目指したいと考えております。

○議長 よろしいでしょうか。

それじゃ、脇田委員、どうぞ。

○脇田委員 区民の脇田と申します。屋外広告物についてお伺いしたいんですけども、このページを読ませていただきますと、事前相談ということで、屋外広告物担当窓口というのができてというような感じなんですけど、ここで読んでまいりますと積極的に……

○議長 何ページでしょう。

○脇田委員 6章の2、3ぐらいですね。6章が屋外広告物の表示の制限ということで、詳しく書かれています。

基本的に、個人の場合は屋外広告物を出さないわけなんで、結局こういう話というのは業

者の方に事前に徹底されているのかどうか。守らない場合は、罰則があるのでしょうか。多分、こういう法律ができたということを知らなければ、当然、この規制から外れていくわけでございますので、それ外れた場合も罰則はありやなしやということをお伺いしたい。

つまり、これを読んでみますと、そういうことをしてはいけないと、そうしたことになったら、罰則があるというコメントは全然なくて、配慮するとか、何とかしないように進めていくという、非常に緩やかな話になっているので、果たしてこういうことというのは守られるのかな、どうなのかなということを感じました。

それが1点と、それから、いま一つ、お話が観光の面で私も常々、板橋区を、住んでいる者として魅力があるまちにするにはどうしたらいいんだろうかと思っております。景観というところに出ていたのかどうかちょっとわからないんですけども、板橋区のことをどう思うかと聞くと、結構年配の方は東京大仏を知っている方が多いんですね。東京大仏に行きますと、あの周りというのは景観が非常に悪いんですね。大仏様はすばらしいかと思うんですが、その前に鉄工所か何かがあって、東京大仏の入口がよくわからない。近所の人に聞いてもよくわからない。

もっとあの周りを、もし魅力のあるまち、観光に誘致するようなまちにしたいのであれば、そういう魅力あるものになるようなポイントを、たしかあそこも崖線地区に入ると思うんですね。だけれども、東京大仏の入り口が全くわからないような、周りが非常に鉄工所みたいな感じで囲まれておりますので、あの辺は赤塚植物園もありますし、板橋美術館ですか、すばらしいものがあるので、あそこをもうちょっと整備していけば、PRの材料、観光、にぎやかにはならないかもしれないけれども、知的な地域にはなるんではないかなと思っております。

あの辺をもう少し整備されるように、これは屋外広告物だけには当てはまらないんですけども、もう既にでき上がってしまっている鉄工所みたいなものをどうしていくかという話がちょっと欠けているのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長 どうぞ。

○都市整備部参事 広告物の規制の問題ですけれども、今、現行あるのは、東京都の屋外広告物条例による規制がございまして、土木部管理課が窓口となっています。少なくともそちらへ申請をするものについては、私どもの景観の窓口にも来ていただいて、景観上の配慮も含めてやっていただくというふうにしていこうと考えております。

実はさまざまなケースが想定されるので、屋外広告物ガイドラインを、再来年度になりますが、しっかりと細かく定めていきたいと考えております。

当面はこういった景観によるルールでございますので、緩やかな規制誘導になります。ただ、最近の事例でありますけれども、空き地にかなり大きい広告物を張り出しまして、当然道路上からよく見えるということで1件苦情がございました。かなり派手な色づかいというようなもので、それについてはその土地の地主さん、また広告を出している業者さん、それぞれにお願いしまして、広告そのものは辞めるわけにいかないということでございましたが、広告の内容を変えてもらいました。非常に派手な、その付近に似つかわしくない広告物をやめていただいたということでございます。

そういったことも含めて、景観という考え方を基にいたしまして、お願いや指導ができるという状況になってございます。確かに罰則等は具体的にはございませんが、やはり周囲に配慮してくださいというPRや、板橋区は景観にこうやって取り組みますよというようなPRをさせていただきながら、取り組んでまいります。

東京大仏の近辺は、板橋崖線軸地区の一部を成している地域でございまして、大変重要な地域でございます。建築物の新築、増築、外観の変更などがある場合は、届け出ていただき、板橋崖線軸地区の景観形成基準に適合するよう、配慮していただきます。

また、湧水保全地域でもございまして、いろいろな意味で重要な地域でございます。

さらにここは、区画整理すべき地域なんですね。大門の辺の一带は区画整理が終わっているのですが、赤塚の一部は残されてございます。従いまして、次の策といたしまして、地区計画をかけて、しっかりと街並みを規制誘導していこうと考えています。順次建てかえ等のときにこれらがよくなる方向に誘導してまいります。

そういうことで、私どもは、今後とも景観形成重点地域とあわせて、かなり意識してしっかりと、良い方向に持っていかなければいけないと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長 どうもありがとうございました。ほかに。どうぞ、鈴木委員。

○鈴木（孝）委員 細かいことが3つばかりあるんですが、今のお話の大門のところは、ご承知のとおり、前には農業まつりをやっていた場所ですよ。あれが、学校のほうへ行ってしまったという経緯は、ご承知のとおりで、手おくれと言えば手おくれ。結局、あの辺が使えなくなったのは、相続の関係でみんな切り売りするようになってしまって、場所もなくなって、鉄工所さんもそうかもしれませんが、結局手を打つのが、ここではこの審議会が

手を打つ場所じゃないからしょうがないんだけど、手おくれかなと。今さらやってももう遅いかなという気がしますけれども。

やるべきなら、もっと早目早目にもう皆さん、頭働く人なんだから、先に物事手を打っていかないと、今みたいな手おくれになってしまうのかなと思います。

それからもう一つ、古くて新しい話なんですけど、先ほど先生がお話しした、樹木についてですが、どこでもそうですけれども、いまだに保存樹木については二、三千円のあてがいぶちでやらせているわけでしょう。それで、ご承知のとおり、持っている人はうちのほうもそうだけれども、結局持っていて葉っぱが隣の家に、樋が詰まって今だに苦情が来るわけです。持っている人は気を使って、毎朝5時起きして区道を掃いている人もいるぐらいなんですよ。

結局、持っていてもちっとも恵まれなくて、面倒くさいからもう切ってしまったほうがいいかなというぐらいに考えているんだけど、昔の農家というのはみんな、防風林で屋敷囲いでケヤキでも何でも植えたものなんです。それが、たまたまいい意味では地力、財力があって残った。運悪く考えれば残ってしまったので、まさに残ってしまっているんだけど、それは景観としては非常に大木で、青、緑を保存するというようないいものが残っているんだけど、地主さんによってはもう丸裸みたいに切ってしまう人もいます。結局苦情が来るといので。

それでは緑豊かな文化なんて育つわけがないので、お経ばかり唱えたって、持っている人は全然、苦情だけは来て、何のあれもないです。それが計画のときから私は言っているんだけど、いまだにお経のお題目で、この景観計画もそれで終わるかなというふうに住民の一人としては思うんです。というのは長くやっていてそうだから。

まして、そういう形だと、もう相続なんかあるとみんな切ってしまいますからね。ですから、緑の文化というのはちょっと無理かなというふうに、住んでいる者にとってはそう思います。本当にかわいそうなんで、持っている者にとっては、個人負担が多過ぎるということで、もっとまちが、掃除もしましょう、隣のといも掃除もしてあげましょう。で、神社とか何とかというの、お寺なんかはそんなに周りの人は文句を言わないんですよ。これはどういうわけかわからないんだけど、ばちが当たるから、個人の民家については言うんですよ。これがどういう考えかわからないと思うんですが。

そういうところもありますけれども、もう少し温かい施策をすれば保存木イコールもう少し小さい木でも豊かに残る可能性があると思いますので、一生懸命植えなくても残っていき

ます。

それからもう一つ、古くて新しい最後の問題ですが、いつも言うんですが、景観の建物の高度制限というものについて、もっと調和のとれた高度制限ができないものかという、前に発足当時から言っているんだけど、どこかへ飛んでしまったような形で。まあ、自由経済ですから、建ぺい率の中ではどういうふうにも建っても構わないだろうけれども、その建ぺい率というものが正しいのかどうか。そして、この板橋にとっては、その高度制限が地域に合っているのかどうかという根本的な問題をもう少し、最初から、土井先生の始めたときからこれ言っているんで、結局お経のかわりかなと。

私もこれで計画審議会を終わって、もとのもくあみになるのかなという、ちょっと住民としては非常に、腹にすえかねているところもあるんですけども、それはそれ、ぜひもう少し英断を下した形でやらないと、ただ、頭をなでているような法律になってしまうような気がしますので、よろしくひとつご配慮のほど、この3つについて、よろしくお願いします。

○議長 はい、どうぞ。

○都市整備部参事 大変前向きなご意見いただきました。ありがとうございます。

最初と最後の、いわゆる土地が切り売りされてしまっているような状況、これは早く手を打たなくてはいけないということ、それから建物の高さ等をやっぱり、景観を言うのであれば、制限をする必要があるというご意見をいただきました。

これにつきまして、実は板橋ナンバーワン実現プラン2015という、向こう3年間の予算をしっかりと定め、5年間の計画事業ということで定めてございます。この中に、建物の最高限度高度地区、それから最低敷地面積の設定について、今年度から私ども都市整備部での取り組みが、明確に位置づけられています。これは、景観上の重点事業として、この景観計画の運用とあいまって、両方とも重要施策として位置づけられてございます。

これは私ども都市整備部で、昨年度最重点事業として立候補したものでございまして、これを区長自らが採択をしていただきまして、ナンバーワン事業に位置づけていただきました。従って、これは計画的に板橋区内全ての調査をし、地域の意見もいただきながら、用途地域や街並みにふさわしい、その地域ごとの、適切で最適な、最高の高さ、敷地面積、そういったものをきめ細かく定めるということで、本年度から4年間の、大変大きな事業になります。

近隣で申し上げますと、練馬区は既に全域指定をしてございます。ですので、私どもも先般の都市計画審議会にご提案をさせていただきまして、具体的に検討していただけると、こういう運びになりました。調査検討で3年ぐらいかかりますが、4年目にはもうしっかりと

した案をつくって、つまり4年経過後の5年目はそれでスタートするというので、スピード感を持ってしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

何分にも景観法ですとか、私ども景観条例、景観計画では、ある一定の限界がございますので、これらを組み合わせながら、景観上もいい街並みをつくっていくということで取り組みますので、よろしくご支援のほどお願いします。

○鈴木（孝）委員 頑張ってください。

○議長 どうもありがとうございました。

○都市整備部参事 すみません、もう1点。保存樹木の点です。すみません、1つ漏らしました。

確かに助成金は本当にわずかなものなのでございますが、そういった落ち葉の問題、確かにございます。区では剪定費に係りましては2分の1を区が助成する制度を設けましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木（孝）委員 幾らかよくなったの。

○都市整備部参事 そうですね。

○鈴木（孝）委員 掃除はどうやってやるの、掃除は。隣の樋の掃除は。近隣に苦情が来るのは、地主さん泣いているんだよ。地主さん、もちろん保存樹木なんか持っている人なんかは大変なんだけれども、その辺の配慮は。

ただ金がかかるんじゃないで、PRも大事なんでね。こういう保存木は板橋にとって大事なんだから、ひとつ簡単に言えば近隣の人、樋が詰まるけれども、我慢してくれと、自分で取ってくれと言わんばかりの宣伝も必要なんだよね。ただ、金をあてがって取るだけじゃなくて、大事ですよというPRもしないから、邪魔だ、落ち葉だ要らないと隣の人から。

ましてや新しい人はもう——古く住んでいる人は我慢するんだけれども、隣の、新しく越してきた人なんかすぐ、樋が詰まってしょうがない、何とかしてくれと。昔からの人は困ってしまうんだよね。自分が、親が植えた木だから、自分が植えた木じゃないんだから。苦情来るから。

そういうPRも、板橋としてはこれは大事にしているんだから、緑も空気も酸素もつくるんですというPRというか教育も大事かなと思うんだよね。いかがなものですかね。これは私の手には及ばないところで。

○議長 ありがとうございます。地域ぐるみで樹木を大事にしていくという、そういう動きに持っていかなければいけないですね。

○都市整備部参事 はい。土木のほうで、そういった助成金を出したりしている部局がございますので、そういったPRもしっかりするようというご意見をお伝えします。

また、例えば景観の担当レベルではそういった折に触れて、樹木の大切さというものをやはり訴えていかなければいけないと考えておりますので、啓発に努めてまいります。

○議長 どうぞ。

○脇田委員 すみません、広告関連になるかもしれないんですけども、電信柱というのは、国土省あるいは建設省というのですか、そちらの管轄なんでしょうか。この間の地震のときも、大分電信柱が、見えていますと物すごい揺れで、今にも倒れんばかりで揺れておりました。なので、もし道路を掘り起こしたりしているとき、それを埋め立ててしまうということのご計画にはないのでしょうか。

つまり、電信柱というのは、欧米を見てもご存じのように、日本の景観を壊しているのはあの電信柱というのは多とするという話は昔からありますように、もし掘り返していることが多いので、できれば電信柱を地中に埋めるという、私は最大の景観整備になるんじゃないかと思うんですけども、そういうことはお考えになったことはあるのでしょうか。これは、区としてはできないのかもしれないんですけども、そういう都市整備ということで国へ陳情することはできないのでしょうか。この考えを伝えておきます。

電信柱の広告物というのはまた、これも一つ景観を損ねておりますので、埋めることができなければ電信柱の広告、電信柱についての広告はこちらに書かれていないので、書かれていませんよね、その辺をどういうふうにお考えなのかお尋ねします。

○議長 どうぞ。

○都市整備部参事 これは日本における電柱というのは、景観上よろしくないというのは、国際的にも……

○脇田委員 それと、地震がまたあったときに危ないと考えられますよね。ですから、景観と地震対策ということでも、積極的に地中に埋めるということを考えられないのでしょうか。

○都市整備部参事 板橋区に置いても、電線の地中化、進めていくという方向性は持っています。直近では不動通り商店街で、無電柱化に取り組んでおりますが、土木の所管でございます。できれば計画的に進めていきたいところなんですけど、これは大変経費がかかるということ、それから地元へもある程度の負担を求めなければいけない。そういったところで、なかなか理想どおりにはいかないという現状があるようです。

ですので、直ちにすべての電柱をなくしたいと思えば、私どももそういう思いはございま

すけれども、かなり早急に進めるのは困難な状況。それが実態でございまして、今後国レベルあるいは東京都等からしっかりとした、防災上も含めて事業を打ち出していただいて、補助いただかないと区単独では財政的にほとんど不可能と、そんな状況でございます。ただ、進めていきたいということで、方向性は出しています。

○脇田委員 広告物に関しては。

○都市整備部参事 電柱そのものの広告規制はもともとあるわけで、恐らく違法にやっつけらっしゃると思うんですね。そういった広告物の規制は、土木の管理課でやってございます。ですので、通報していただければ撤去なり何なりしてもらうことにはなりますが、景観では、特に今回うたってございません。今後の課題が、屋外広告物の規制についてガイドラインを再来年度定めますので、その中での研究課題として取り組みたいと考えています。

○議長 ほかにいかがでしょうか。まだありますか。

○松島委員 区長が冒頭でごあいさつの中でおっしゃっていましたが、写真展を計画されている。これは、もうやらないのでしょうか。

実は、区は昭和30年代後半から、毎年当時の商工課と観光協会が主催して、まち並みのコンクール、写真展のコンクールをやりました。それを今、公文書館に残っておりますけれども、例えばきょう、見て、同じ風景があつたりするんですね。そうすると、当時のまち並みと今のまち並み、比較することによって、また新たな板橋区の魅力発見というのがありますけれども、定期的に、かつては行われていたまち並みについてのコンクールという、その写真展が行われている意義は非常に大きいのではないかというふうに思っているんですね。特に時間をかけてまちづくりが進んでいきますので、こういう景観の計画があるということをしてPRにもまたなりますし、あるいは観光協会、何気ないまちの風景でも、大変すばらしいところがありますから。建設協会長などの賞を出していただくとか、さまざまな魅力的なものができる。これは所管がいっぱい分かれておりますので、町会連合会の会長賞なんていうのは大いに魅力があるものだろうというふうに、この辺についてはいかがでしょうか。

○都市整備部参事 まず写真展ですが、平成21年度に、懐かしい景観写真展として、板橋区の昔の街並み写真を集め、開催してございまして、これは大変ご好評をいただきました。それから、昨年度も実は、区民の皆さまから写真を募集しましたが、区長の挨拶にもありましてとおり、ちょうどシンポジウム・写真展の開催日が震災直後でありましたので、中止とさせていただきます。

お手元配付の参考に、まちづくりニュースという号外を配付させていただきました。写真

展が開催できませんでしたが、応募された写真をこのニュースですべて取り上げてごさいます。また、本審議会の会長賞、それから部会長賞、それから区長賞というのを3作品を表彰させていただいております。

今後とも、これは毎年度やってきたいということで、今年度末もシンポジウムと写真展をやりたいなど、継続的に取り組んでいきたいと考えています。ありがとうございます。以上でございます。

○議長 大分時間も押しておりますので、最初のきょうの議題、景観計画案についていろいろ貴重なたくさんのご意見をいただきました。事務局からも回答いただきましたように、今後の取り組む中で、あるいはデザインガイドライン等の中で、意見を反映させていただきたいということだったと思います。

特にご意見がさらになければ、きょうご説明いただいたこの資料1の景観計画案と一部色彩の面での修正案についてを反映させて、この計画案を進めたいと思いますが、そういうことで区長さんに答申させていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、答申文について事務局で手続を進めていただきたいと思います。

次に、報告事項に入らせていただきます。まず、板橋区景観デザインガイドライン等について、簡単に内容のご説明をお願いいたします。

○都市整備部参事 それでは事務局から、時間も押している関係で若干、取り急ぎでご説明させていただきます。

このデザインガイドライン、資料2-1でございます。また、届出の手引きは2-2となっております。よろしく申し上げます。

まず、デザインガイドラインでございますけれども、景観計画の景観形成基準が抽象的な表現になってございます。そういったことで、例えば事業者さんですとか、区民の方々が、これをご覧いただいて、具体的に分かり辛い部分がございます。それをいわゆる図や写真等を入れながら、また解説を加えて、実例的に解説をするという、一種のガイドブック的な役割になってございます。

これにつきましては、本審議会の部会の先生方に、数回にわたりまして検討をいただいて、ここまで作成することができたものでございます。

例えばということでご覧いただきたいと思います。44ページをご覧いただきますと、一般地域の「配置」でございます。配置の景観形成基準の解説ということになっていきますけれ

ども、この45ページのほうに、写真に直接こうしたらよろしいということで解説が入ってございます。写真だけお見せしますとわかりにくいので、写真に矢印や解説を加える等の、改良をさせていただいています。

また、60ページ以降、各景観要素ごとに解説をしている部分がございますが、ここにも写真を掲示し、その中に具体的に表示する、あるいは文字を加えるということで、わかりやすい解説に努めております。前回は実は景観計画策定審議会以降、改善を加えております。

また、景観計画の届出の手引きですが、これは主に事業者様、設計者様向けの手引書でございます。具体的な事前協議あるいは届出の手続き、提出書類等を、紹介あるいは解説し、分かり易くまとめたものでございます。景観計画に合わせて、景観デザインガイドライン、届出の手引きをセットで十分ご理解いただき、更に事前協議等でご説明しながら、より良好な景観に誘導していくという、そういった手続になろうかと思えます。

以上、大変駆け足でございましたが、説明を終わります。

○議長 ご苦労さまで。これは、部会のほうで4回ほどいろいろ議論していただいて、まとめてきた結果でございますが、部会長の中井先生から何か補足ございましたら、お願いいたします。

○中井委員 それでは時間もあれですので、ごく簡単に。

前回、昨年12月だったかと思えますけれども、そこでガイドラインをお見せしたときにはまだ白抜きのところも結構多くて、その後、部会でも議論させていただきながら、写真を埋めたり、あとできるだけやっぱりガイドラインは読んでわかりやすいというのがガイドラインの基本ですので、そういったところを心がけて、とりあえずここまでの形にしたということでございます。

まだ必ずしも、合格点ラインぐらいまでは来ているのかなと思えますけれども、事務局からのご説明もありましたけれども、まだこれから追加とか、それから割合と柔軟にガイドラインのほうは変更できますので、そういうような形で育てていくということをやりたいと思います。

それから、1つだけちょっと事務局にお願いというか注文なんですけれども、このデザインガイドラインは、基本的には大規模な建築物で届け出を必要とする人を対象としているんですけれども、実は後ろのほうの付録のところにも小規模建築物からの景観形成というのがございまして、これは必ずしも届け出はしなくてもいいんですけども、でもそういうもののほうが、数的には圧倒的に多いわけですね。そっちのほうもやっぱり、少し目配りしていかな

いといけないんじゃないかというような部会の中の見解もあって、こういうところが追加されております。

ということは、ここはやっぱりできるだけ使っていただくというのは非常に大事なことで、普通にやっていると届け出必要ないんでそのままやってしまうんですけども、ぜひそういう方々にもこういうところをごらんいただいてということになると、これはどれだけ周知をしっかりと図っていただけるか、あるいは、うち建てかえるんだだけでも、ちょっと相談に乗ってくれませんかというときに、事務局のほうできっちりそれを、あんまりなおざりにしないで、きっちり受けてあげることがとても大事だと思うので、ぜひそのあたり、体制を整えて、小さいほうへの目配りも、目配りというのでしょうか、まずは周知啓発だと思うんですけども、しっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長 どうもありがとうございました。今の付録のところの取り扱いの件、どうですか。

○都市整備部参事 先ほど私も説明をすべきところを漏らしまして、部会長からご説明をいただきまして、ありがとうございます。

部会長のおっしゃるとおりでございます。これは非常に大事な視点であります。一般地域で届出の必要のない規模の物件についても、できる限り協力してもらおうというのが大切なことでございます。私ども都市計画課の窓口で、用途地域等の調査時に、合わせて景観計画に関する問合せもありますので、届出対象外であっても、パンフレットやガイドラインも使いながら、周知をしていきます。また、さらに相談ということであれば、私どもの都市計画課窓口では、届出対象外の物件用の相談書も用意し、届出の手引きの中にも掲載してございますので、こういったご相談いただくということにも、対応していきたいと考えております。

PRについては、建築士事務所協会様ですとか、建設業協会様ですとか、そういったところに、景観計画とワンセットで、周知をしていきたいと考えております。

○議長 どうぞ。

○池邊委員 簡単に一言なんですけれども、先ほど、写真展を今後も継続していらっしゃるというお話だったんですけども、今回のような、少し情緒的な板橋の景観とはというようなものも大事だと思うんですけども、今、お話があったような、やはり景観に頑張っているという意味では、先ほど区内の事例が少ないということもありましたので、地元のその建築士会等から、今年頑張ってそういう外壁を合わせたものだとか、そういう新しい事例について積極的にご推薦していただけるような、そういう別枠のものもやって、積極的に区民ある

いは事業者が協力して景観をやっているというものを区民に啓発のためにもやっていったほうがよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○都市整備部参事 せっかくの提案ですので、テーマは毎年少しずつ変えていきませんか、同じ写真になってしまいますので、工夫していきたいと考えています。

○議長 今の報告事項、景観デザインガイドラインとか届出の手引きとか、一連の説明に対して、ご質問やご意見を承りたいと思います。

○松崎委員 意見なんですけれども、やはりガイドラインに沿って協力をしていただくという関係だと思うんで、協力していただいたところには、先ほどの委員のちょっと指摘と重なるところがあるんですけれども、ご褒美と言ってはあれだけれども、意欲を持って取り組んだような、そういったお墨つきを区のほうから与えていただいたらどうかなと思うんです。例えば消防のほうで言うと、マークというのは、各お店とか建て主さん、競い合って取るような状況がありました。この板橋の景観の協力にしても、そういうマークなり、そういったものがあれば、お店の格にもつながるような、そういった取り組みをぜひ、私はやって大いに協力してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 どうぞ。

○都市整備部参事 区の景観条例におきましても、一応、表彰という制度が規定されていて、区長が表彰することができるとなっています。ですから、この表彰の仕方を工夫することによって、そういった部分をカバーできるかどうか検討してみたいと思います。

○議長 ほかにご質問ございますか。どうぞ。

○鈴木（和）委員 ガイドラインの26ページ以降のマップについて質問させてください。先ほど中井先生がお話しされたように、小規模建築物の景観形成というのはとても大事なことだと思ひまして、そうした中で、このガイドマップが僕はとても有効に機能するのではないかというふうに思っています。

そうした中で、まず一つはこのガイドマップのスケールなんですけれども、このスケールでいいかどうかという話なんです。ここに盛り込む情報としては、例えば今これ坂道であるとか、旧街道等が凡例として記されておりますけれども、例えば坂道に関してもできれば、わかっているものであれば坂の名前を表記するとか、ただ、古い道があれば、その道を何とか道とか、今、特に板橋区ではそういう形で道路の名前を掲示していますよね。そういう形

で、より積極的に地域の情報をそこでデザイン、設計する人に対してキーワードとして提示してあげられないかというふうに考えています。そうしたときに、最初の質問に戻って、マップのスケールがこの大きさでいいのかなというのの一つ思います。

これは僕の希望なんですけれども、できればこの26ページからの部分を充実させて、それが独立して、その部分だけでも何かパンフレットみたいな形で配布できれば、そこで設計する人にとってもキーワードとして、またそのまちに対して積極的によりかかわってくれるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○都市整備部参事 デザインガイドライン、この1冊にとりあえず景観計画のすべての解説を網羅するというので、非常にコンパクトになっていますので、そういった意味で、縮尺という部分、これはさらに細かく表記できればこしたことはないんですが、とりあえず、これで案内をさせていただきまして、私どもの手元、窓口等ではさらに住宅地図レベルでさらに細かい表記をしたものをご用意させていただいて、ご相談に応じていきたいと考えております。また、ホームページでもPDFファイルがダウンロードできるようになっておりまして、これは拡大縮小できるものでございます。

坂道などは工夫によっては書ける部分もありますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○中井委員 ちょっと今のに関連して。

○議長 どうぞ。

○中井委員 部会の中ではそういう話はございまして、ちょっと冊子にするには、というかこの中に綴じ込むには2,500分の1というのはなかなか枚数もたくさんになるので、ぜひそういうのはウェブのほうで見られるようにしよう。今、ウェブですとスケールもほぼ自由に換えられるような、ウェブGISのほうはできていますから、そういうものに、スケールを大きくすると何か白いところがたくさん出てきてもなくなるように、たくさん書き込んだものをぜひ早く整理していただければと、これは私からもお願いです。特に回答は結構です。

○議長 これからだんだん改善されていくと、そういうふうにしたいということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。特にご質問やご意見もないようですので、このガイドラインとか届出の手引きについては、実際の運用が8月から始まるということですので、事務局のほうでしっかり進めていただきたいと思います。

では次の報告事項、景観計画策定及び運用後のスケジュールについてご説明お願いいたします。

○都市整備部参事 それでは事務局のほうからご説明申し上げます。

資料3、A3の横長のスケジュール案となっておりますが、事実上確定してございます。スケジュールでございます。

まず一番右端をごらんいただきますと、東京都との協議となっておりますが、昨年11月5日に事前協議の申し出をいたしましたところ、同意協議に応じるということでございまして、本年1月28日に同意協議書を提出いたしました。都知事の同意は2月14日付ということでございます。公示をいたしまして、3月23日に景観行政団体として成立をいたしました。同時に、景観条例も施行してございます。

次に、右側の真ん中ほどといたしますか、景観計画策定審議会・景観審議会・部会・議会という流れの縦を見ていただきますと、今年度、景観審議会の部会を5月12日に開催してございます。これについては後ほどご説明をいたします。

パブコメの結果も議会報告、委員会報告をさせていただきました。

去る6月29日に都市計画審議会において、景観法に基づき、景観計画（案）についての意見聴取を行いました。こちらは別紙にまとめてございますので、お目通し願えればと思いますが、内容的には賛同いただくご意見が大変多くて、その他は質問等ございました。多少の文言の使い方等についてはご指摘いただきましたが、それについては、すでに今回の景観計画（案）で修正を加えてございます。

今後の予定でございます。本日の景観審議会の後、色彩ガイドラインの策定を行ってまいります。審議会及び部会で検討を行ってまいります。審議会のほうは5回までいかないかと思いますが、部会をきめ細かく開催をさせていただきます。色彩のガイドラインを定めてまいりたいと思います。

この色彩ガイドライン、先ほどの具体的な事例でも申し上げましたが、景観計画の景観形成基準で、一定の範囲を設けておりますが、その中でも、地域によって色の適性があったり、一つの建築物であっても、色の組合せによって印象が異なる等ございますので、きめ細かなガイドラインというものを作成してまいりたいと考えてございます。

来年度以降は、景観形成重点地区の新たな指定も視野に入れまして、またそのほか公共施設ガイドライン、再来年度においては屋外広告物のガイドライン等を定めていきたいと考えてございます。

なお、この左側の景観重要公共施設、建造物・樹木ですが、これにつきまして川越街道の五本けやき以外は既に内定という状況でございまして、間もなく国道事務所のほうから五本けやきも景観重要樹木としての指定ができるという状況でございまして、このままいきますと、真ん中に帯のように書いてございまして、景観計画が正式に策定されまして、8月中に、運用開始というふうにもっていきたいと考えてございまして。

スケジュールについては以上です。

○議長 ただいまのスケジュール、何かお気づきの点がございましてか。

特にないようですので、次のその他について、何かご報告ございましてか。

○都市整備部参事 それでは先ほど来申し上げていますが、部会をこの審議会に先がけて開催させていただきました。それにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

《 特定個人の情報に係わる内容につき非公開とします 》

それでは、質問もないようですので、次に移りたいと思います。事務局のほうで、その他のその次というのはございましてか。

○都市整備部参事 それでは事務局のほうからもう1点ご説明をいたします。

お手元の資料、景観条例をごらんいただきたいと思います。

最終ページの17ページでございまして。資料番号4番、板橋区の景観条例でございまして。

この最終ページをごらんいただきたいと思います。17ページでございまして。

ちょうどまるっきり反対側、裏になります。ここの施行期日以下、経過措置の6条。この条例の施行の際、現に東京都板橋区景観計画策定審議会の委員または専門委員であるものは、第3条第1項または第2項の規定により、委嘱された委員または専門委員とみなす。つまり、この審議会の委員としてみなすということでございます。したがって、本日、委嘱をされました議会選出の委員以外の方には、委嘱状をお渡ししてございませぬ。みなし規定で必要ないということでございます。

その次、この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期が第34条第3項の規定にかかわらず、第8条第2項の区の景観計画の効力が生じる日の前日までとするというふうになってございまして。

したがって、本日、議会選出の委員以外の皆様におかれましては、この景観計画が8月に施行されますが、その前日に委員等の職を解かれることとなります。

そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

さかのぼりますと、平成21年2月4日以来、景観計画策定審議会を初めといたしまして、さまざまな件をご議論いただきました。大変感謝申し上げる次第でございます。

また、新しい景観計画が施行されますが、その際に次回から、また審議会が発足いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長 ただいまのご説明に何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

ということでございますので、それではほかにご報告事項はございますか。

○都市整備部参事 すみません、1点、まちづくりニュースで紹介をさせていただきました写真でございますが、区長賞以下、賞を授与させていただく予定でございますが、まだ公式に発表していないものですから、この場限りで、委員の皆様にとどめていただきまして、どこかにお知らせしないように。間もなく発表いたしますので、お取り扱いのほうをよろしくお願います。

○議長 一応、これで一通りの案件は終わったということでよろしいですか。

策定審議会から非常に長い間、ご審議を進めていただいた景観計画案がきょうの審議会で案が取れて、8月に、施行されるという、そういう運びになったわけです。本当にこの間、ご尽力、事務局も含めて委員の皆さん、ありがとうございました。

それで、一応8月に計画が施行される、公布されるというのか、その時点の前日でこれまでの策定審議会の委員の方の任期が切れるということですよ。そうすると、次の第2回審議会のときまでに、どういう手続になるのでしょうか。改めて委嘱をされるということなんですか。どうぞ。

○都市整備部参事 議長のおっしゃるとおり、新たに委員をお願いをいたしまして、区長から委嘱を受けていただくということになりますので、また個々にご相談をさせていただくという形になります。

○議長 第2回の景観審議会の予定は今のところどうなっているのでしょうか。

○都市整備部参事 早ければ年末、12月頃に、開催したいと考えてございます。

○議長 わかりました。ということでございますので、ちょっと移行のこともあってややこしいことがございましたが、今の景観条例でそういうことが整理されているということでございます。

それでは、本日の第1回景観審議会、これで終了とさせていただきたいと思いますが、何か事務局のほうからご発言ございますか。どうぞ。

○都市整備部長 それでは最後でございますので、私から一言ごあいさつを申し上げます。

板橋区の景観計画の策定に当たりましては、土井会長さんを初め、委員の皆様には平成20年度からの長い期間にわたりましてのご審議賜りましたことをまことにありがとうございます。心より御礼を申し上げたいと思います。

また、今後ともこの計画の運用に当たっての諸課題、いろいろ出てくると思いますけれども、次の景観審議会にお諮りをしたいと存じております。今後とも、皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

○議長 どうもありがとうございました。